

療育手帳の手続きについて

○手続きの種類

(新規交付・更新申請・変更(氏名・住所)・再交付(記載事項の余白なし・破損・紛失)・返還)

○必要なもの

①療育手帳(交付・更新)申請書

※和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの巡回相談の予約が必要

②認め印 ※朱肉を使用するもの、シャチハタは不可

③診断書(療育手帳交付申請用) ※対象者が18歳未満で新規申請する場合

④療育手帳の交付(新規)申請にかかる相談票 ※対象者が18歳未満で新規申請する場合

⑤相談調査票 ※対象者が18歳以上で新規申請する場合

⑥写真(1枚、縦3.0cm・横2.5cm)

※スナップ写真可、ポラロイド写真不可、正面上半身脱帽、写真の裏面に氏名記入

※デジタルカメラで撮影した場合、耐久性のあるインクで写真用台紙に印刷すること

⑦療育手帳 ※交付されている人のみ

⑧療育手帳記載事項変更届出書

⑨療育手帳再交付申請書 ※療育手帳を紛失した場合は、⑩の届出書も必要

⑩療育手帳紛失届出書 ※療育手帳を紛失した場合は、⑨の申請書も必要

⑪療育手帳返還届出書

※療育手帳の新規・更新申請をする場合は、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの巡回

相談を受ける必要があります。

【提出・問い合わせ先】

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

電話番号：0736-33-3708 (直通)

業務時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く)